

2021年5月25日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】 2021年 税理士受験対策シリーズ
相続税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2021年 税理士受験対策シリーズ

相続税法 理論サブノート (2020年8月24日 第20版発行)

ISBN 978-4-86486-752-8 C1034

改訂内容

改訂頁	内容
P.38 問題 3-4 〔1〕 (注) (3)	贈与の年の合計所得金額が 2,000 万円以下 ↓ 贈与の年の合計所得金額が2,000万円 <u>(新築、取得、増改築等をした住宅用家屋の床面積が一定の規模未満である場合には、1,000万円)</u> 以下
P.39 問題 3-4 〔4〕 (1)①	(ニ)を削除の上、(ハ)を下記のとおり修正してください。 (ハ) 令和2年4月1日から令和3年 <u>3</u> 月 31日までの契約…1,000万円 ↓ (ハ) 令和2年4月1日から令和3年 <u>12</u> 月 31日までの契約…1,000万円

下記のとおり差替えをお願いいたします。

P.43

問題 3-5 [5] 贈与者が死亡した場合

贈与者（教育資金管理契約に基づくその受贈者の直系尊属をいう。）が教育資金管理契約に基づき信託をした日、預金若しくは貯金をするための贈与をした日又は有価証券の購入をするための贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、次に定めるところによる。なお、贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合には適用しない。

- (1) 受贈者については、贈与者が死亡した日における非課税拋出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。
- (2) 贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、生前贈与加算の規定は適用しない。

P.47

問題 3-6 [5] 贈与者が死亡した場合

贈与者（結婚・子育て資金管理契約に基づくその受贈者の直系尊属をいう。）が結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、預金若しくは貯金をするための贈与をした日又は有価証券の購入をするための贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、次に定めるところによる。

- (1) 受贈者については、贈与者が死亡した日における非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。
- (2) 贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、生前贈与加算の規定は適用しない。

納税義務者

問題 1-1 相続税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格 (所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、相続税を納める義務がある。

- (1) **居住無制限納税義務者** (法 1 の 3 ①一)
相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であつて、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの
 - ① 一時居住者でない個人
 - ② 一時居住者である個人 (被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)
- (2) **非居住無制限納税義務者** (法 1 の 3 ①二)
相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であつて、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの
 - ① 日本国籍を有する個人であつて次に掲げるもの
 - (イ) その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの
 - (ロ) その相続開始前10年以内のいずれかの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの (被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)
 - ② 日本国籍を有しない個人 (被相続人が外国人被相続人又は非居住被相続人である場合を除く。)
- (3) **居住制限納税義務者** (法 1 の 3 ①三)
相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの (①を除く。)
- (4) **非居住制限納税義務者** (法 1 の 3 ①四)
相続又は遺贈により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの (②を除く。)
- (5) **特定納税義務者** (法 1 の 3 ①五)
贈与により相続時精算課税の規定の適用を受ける財産を取得した個人 (①)～(4)を除く。)

〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★

- (1) **無制限納税義務者** (法 2 ①、11 の 2 ①)
居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産の全部に対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額をもつて、相続税の課税価格とする。
- (2) **制限納税義務者** (法 2 ②、11 の 2 ②)
居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものに対し相続税を課し、その相続又は遺贈により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもつて、相続税の課税価格とする。
- (3) **特定納税義務者** (法 21 の 16 ①、③)
特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産を特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税の計算規定を適用する。
この場合において、相続税の課税価格に算入される相続時精算課税適用財産の価額は、その贈与の時における価額による。

〔3〕 用語の意義 (法 1 の 3 ③) ★★

- (1) **一時居住者**
相続開始時において在留資格で一定のものを有する者であつてその相続開始前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。
- (2) **外国人被相続人**
相続開始時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた被相続人をいう。
- (3) **非居住被相続人**
相続開始時において法施行地に住所を有していなかつた被相続人であつて、その相続開始前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもののうちそのいずれかの時においても日本国籍を有していなかつたもの又はその相続開始前10年以内のいずれかの時においても法施行地に住所を有していたことがないものをいう。

納税義務者

問題 1-2 贈与税の納税義務者及び課税財産の範囲・課税価格 (所得税法に規定する国外転出時課税等に関する部分を除く。)

〔1〕 納税義務者 ★★

次に掲げる者は、贈与税を納める義務がある。

- (1) 居住無制限納税義務者 (法1の4①一)
贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの
 - ① 一時居住者でない個人
 - ② 一時居住者である個人 (贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。)
- (2) 非居住無制限納税義務者 (法1の4①二)
贈与により財産を取得した次に掲げる者であって、その財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの
 - ① 日本国籍を有する個人であって次に掲げるもの
 - (イ) その贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるもの
 - (ロ) その贈与前10年以内のいずれかの時においても法施行地に住所を有していたことがないもの (贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。)
 - ② 日本国籍を有しない個人 (贈与者が外国人贈与者又は非居住贈与者である場合を除く。)

- (3) 居住制限納税義務者 (法1の4①三)
贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有するもの (イ)を除く。)
- (4) 非居住制限納税義務者 (法1の4①四)
贈与により法施行地にある財産を取得した個人でその財産を取得した時において法施行地に住所を有しないもの (ロ)を除く。)

〔2〕 課税財産の範囲・課税価格 ★★

- (1) 無制限納税義務者 (法2の2①、21の2①)
居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産の全部に対し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産の価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

- (2) 制限納税義務者 (法2の2②、21の2②)
居住制限納税義務者又は非居住制限納税義務者に該当する者については、その者が贈与により取得した財産で法施行地にあるものに就し贈与税を課し、その年中において贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって、贈与税の課税価格とする。

- (3) 年の中途において課税財産の範囲が異なることとなった場合 (法10②④、40④の2)
贈与により財産を取得した者がその年中における贈与による財産の取得について(1)かつ(2)に該当する場合には、その者については、(1)の期間内に贈与により取得した財産の価額及び(2)の期間内に贈与により取得した財産で法施行地にあるものの価額の合計額をもって贈与税の課税価格とする。

- (4) 相続開始の年において被相続人から贈与を受けた場合 (法21の2④)
相続又は遺贈により財産を取得した者が相続開始の年においてその相続に係る被相続人から受けた贈与により取得した財産の価額で生前贈与加算の規定により相続税の課税価格に加算されるものは、贈与税の課税価格に算入しない。

〔3〕 用語の意義 (法1の4③) ★★

- (1) 一時居住者
贈与時において在留資格で一定のものを有する者であってその贈与前15年以内において法施行地に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいう。

- (2) 外国人贈与者
贈与時において在留資格で一定のものを有し、かつ、法施行地に住所を有していた贈与者をいう。

- (3) 非居住贈与者
贈与時において法施行地に住所を有していなかった贈与者であってその贈与前10年以内のいずれかの時において法施行地に住所を有していたことがあるものうちそのいずれの時においても日本国籍を有していなかったもの又はその贈与前10年以内のいずれの時においても法施行地に住所を有していたことのないものをいう。